

平成30年村上市議会第2回臨時会(賛否の公表_会派・個人別)

:会派の代表者 * :会派の会計責任者

区分	議案	議決結果 1	鷲ヶ巣会							新政村上					清流会				市政クラブ		高志会		日本共産党		賛否結果				
			特記	板垣一徳	* 渡辺昌	大滝国吉	小田信人	鈴木いせ子	本間善和	河村幸雄	長谷川孝	* 大滝久志	佐藤重陽	山田勉	木村貞雄	本間清人	川崎健二	* 平山耕	2 三田敏秋	小林重平	鈴木好彦	川村敏晴	* 小杉和也	尾形修平	* 小杉武仁	竹内喜代嗣	* 稲葉久美子	板垣千代子	賛成
議会提出議案	議長辞職の件	可決			3					4							5	6									21	0	
	議会選第4号 村上市議会議長選挙について	可決	投票	7																							-	-	
	副議長辞職の件	可決			8					4							-	6									21	0	
	議会選第5号 村上市議会副議長選挙について	可決	投票	9																							-	-	
	議会選第1号 村上市議会常任委員会委員の選任について	可決	指名								10						-											-	-
	議会選第2号 村上市議会運営委員会委員の選任について	可決	指名								11						-											-	-
	議会選第3号 村上市議会広報特別委員会委員の選任について	可決	指名								12						-											-	-

1 可決 : 全員賛成または賛成多数により可決、同意、承認、認定、採択等と議決したもの
 否決 : 賛成少数または賛成なしにより否決、不採択等と議決したもの

2 議長は地方自治法第116条の規定により表決に参加しません。

3 副議長の大滝国吉議員は、地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を行うことから、表決に参加しません。

4 大滝久志議員は欠席したため表決に参加しませんでした。

5 議長の三田敏秋議員は、地方自治法第117条の規定により、議事に参与できません。

6 小林重平議員は欠席したため表決に参加しませんでした。

7 地方自治法第103条の規定による単記無記名投票により、三田敏秋議員が新議長に当選(再任)しました。なお、小林重平議員及び大滝久志議員は欠席したため投票に参加しませんでした。

8 副議長の大滝国吉議員は、地方自治法第117条の規定により、議事に参与できません。

9 地方自治法第103条の規定による単記無記名投票により、大滝国吉議員が新副議長に当選(再任)しました。なお、小林重平議員及び大滝久志議員は欠席したため投票に参加しませんでした。

10 議長の指名により、総務文教常任委員会委員、市民厚生常任委員会委員及び経済建設常任委員会委員が選任されました。

11 議長の指名により、議会運営委員会委員が選任されました。

12 議長の指名により、議会広報特別委員会委員が選任されました。